

2023年12月

お客さま各位

福島信用金庫

カードローン「きゃっする」における相続発生時の取扱いについてのお知らせ

日頃より福島信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、福島信用金庫のカードローン「きゃっする」においてご契約さまが亡くなられた際に、期限の利益喪失事由である「相続の開始があったとき」に該当するとして、期限の利益を喪失させて一括返済を請求することを定めておりました。

福島信用金庫ではこの取り扱いを見直し、カードローンにおいて相続の開始があったことのみを理由として、期限の利益を喪失させて一括返済の請求をいたしませんのでお知らせいたします。

なお、別の事由（例えば返済遅延等）により、他の期限の利益喪失事由に該当した場合のお取扱いに変更はございません。

上記お取扱いの見直しに伴い、カードローン等債務を相続された場合のお手続きにつきましては、取扱店にご相談いただきますようお願い申し上げます。

以上